

各市町及び仮設住宅入居者からの
要望事項への対応状況

総括表 P1

市町要望分 P2～P12

応急仮設住宅要望分 . . . P13

【総括表】

1 要望事項の分野等別件数

(1) 市町村からの要望事項

分野 市町村	放射性物質対策					放射性 物質対 策小計	防災の まちづ くり	交通 ネット ワーク	生活・ 雇用	市町村 行政機 能	商工業	その他	合 計
	住環境 等	教育・ 公共施 設等	農林水 産物等	観光・ 産業活 動等	その他								
計	5	4	37	1	6	53	1	1	2	2	1	3	63
平泉町		1	1		4	6						1	7
一関市	2	2	12	1	1	18						1	19
金ヶ崎町			7		1	8		1			1	1	11
奥州市	3	1	17			21			2				23
遠野市						0	1			2			3

(2) 応急仮設住宅入居者からの要望事項

内容 会場	仮設住宅全般	仮設住宅周辺 環境整備	まちづくり等	今後の見通し等	その他	合 計
遠野市	2			2	1	5

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査(H24.11)における要望等への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
1	○ 東日本大震災に伴う単独災害について、平成23年度と同様に平成24年度施工についても震災復興特別交付税を全額交付していただくようお願いしたい。【その他】	平泉町	東日本大震災に係る一般単独災害復旧事業債対象事業は、平成24年度施工分も平成23年度施工分と同様、震災復興特別交付税の対象とされています。	政策地域部
2	○ 子供の尿検査は小さい子供が2Lの検体を取ることは非常に難しい。是非、県で1台ホール・ボディ・カウンタを導入してほしい。【放射性物質対策(教育・公共施設等)】	平泉町	県では、県民からの強い要望も踏まえ、より微量レベルで放射性物質を検出可能な尿検査を採用しているところですが、ホール・ボディ・カウンタ検査は、宮城県南部や福島県南相馬市等においても実施されていますが、現在では、その結果は全員の子どもが検出限界未満と公表されているところであり、この検査での本県の子ども達の正確な状況把握は難しいのではないかと考えています。 こうしたことに加え、微量レベルでも明らかにしてほしいというニーズや、専門的な技術者の確保の必要性等を踏まえると、現段階で、ホール・ボディ・カウンタを導入するよりも、バイオアッセイ法(尿検査)の方が、負担があるとしても検査手法として適切と考えています。 なお、今後とも内部被ばく状況の継続的な把握、放射線に係る健康相談支援やリスクコミュニケーション等に総合的に取り組んでいきます。	保健福祉部
3	○ 除染費用について国に補助申請すると、必要経費であるにもかかわらず細かい査定が入り、補助対象にならない部分が出てきている。放射性物質汚染対処特措法上の指定を受けて除染しており、除染工事はすべて補助対象にしてほしい。【放射性物質対策(その他)】	平泉町	環境省に対し、平泉町とともに、除染に係る必要経費はすべて補助対象にするよう要望しています。	環境生活部
4	○ 補助メニューにない除染方法について補助対象になるかどうか個別協議しているが、協議に時間がかかりすぎる。現場では除去土壌を極力出さない方法で除染を進めなければならないため、限られた除染メニューでは対応できない。【放射性物質対策(その他)】	平泉町	環境省に対し、事務手続きに長期間を要していることにより、除染実施計画の進捗に支障が生じていることから、事務手続きの迅速化を図るよう要望しています。	環境生活部
5	○ 除染対象区域外においても地区公民館の広場や軒下等のマイクロホットスポットの除染が必要となっており、町単独事業で実施している。除染対象区域の内外問わず、除染に要した費用について財政支援してほしい。【放射性物質対策(その他)】	平泉町	環境省に対し、平泉町とともに、除染に係る必要経費はすべて補助対象にするよう要望しています。 なお、昨年度、国に先駆けて県単補助制度を創設し、子どもが長時間生活する学校及び公共施設等において、局所的に放射線量の高い箇所について、市町村が行う除染を支援しています。	環境生活部
6	○ 仮置場について、住民の理解が得られず協議が滞っている。仮置場がないことは道路側溝汚泥の除去を進められない要因にもなっている。町としては、国による最終処分の見通しが不明中では住民理解が得られないと考えており、国の早急な対応を望む。【放射性物質対策(その他)】	平泉町	除染廃棄物の仮置き場については、国に対しコンクリート構造等での保管設備・施設の整備に要する費用について財政的支援の対象とすること、処理にあたり市町村の負担とならないように全面的な対応を講ずるよう要望しています。	環境生活部
7	○ 今後、牧草等の焼却が本格化した場合、大東の焼却施設だけでは処理能力に限界があるものとする。ついては一関の焼却施設について、県の広域化計画を見直し、その整備の促進を図ってほしい。【放射性物質対策(住環境等)】	平泉町	焼却施設については、一関市と連携しながら早急に焼却処理を進めるための施設整備について、特例的な財政支援を行うことなど国へ要望を行っています。	環境生活部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査(H24.11)における要望等への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
8	○ 除染方法の決定に係る環境省との協議や補助金の交付決定などの事務手続きに長時間を要している。【放射性物質対策(その他)】	一関市	環境省に対し、事務手続きに長期間を要していることにより、除染実施計画の進捗に支障が生じていることから、事務手続きの迅速化を図るよう要望しています。	環境生活部
9	○ 除染実施後の復旧に、現状復旧(回復)という考え方がない。 ・学校等における校庭の除染において、早期に機能を回復するための表面処理、仕上げ工等が補助対象外とされている。【放射性物質対策(教育・公共施設等)】	一関市	環境省に対し、原状回復に要する費用について財政支援を行うよう要望し、今般、「除染に伴う子供の生活環境再生事業」が創設され財政措置の対象となる予定です。	環境生活部
10	○ 除染実施後の復旧に、現状復旧(回復)という考え方がない。 ・公園の芝生除染において、冬場の凍結により枯れることや芝が再生するまでに長期間を要することなどから、芝の張替などを希望しているが、芝生は根だけを残し地表面から15ミリ位までの深刈りしか認められていない。【放射性物質対策(教育・公共施設等)】	一関市	環境省に対し、原状回復に要する費用について財政支援を行うよう要望し、今般、「除染に伴う子供の生活環境再生事業」が創設され財政措置の対象となる予定です。	環境生活部
11	○ 除染廃棄物の保管方法は、地域の実情に応じた保管方法で行えるよう柔軟な対応が必要である。 ・道路側溝には2割程度の箇所ですら8,000Bq/kgを超える土砂が堆積しており、これらの処理に当たって、既存の最終処分場での受け入れまで一定の期間を要することから、市民の理解が得られるコンクリート構造物等による保管が有効と考えられるが、「過剰な措置」として国庫補助対象外とされている。【放射性物質対策(住環境等)】	一関市	除染廃棄物の現場保管及び仮置き場については、県南3市町の意向を受け、環境省に対しコンクリート構造等での保管設備・施設の整備に要する費用についても財政的支援の対象とするよう要望しています。	環境生活部
12	○ 稲わらについて、一時保管施設の保管期限を平成27年3月までとしているが、中間処理(焼却等)や最終処分の見通しが立っていない。【放射性物質対策(農林水産物等)】	一関市	焼却処理については、「岩手県放射性物質汚染農林業系副産物焼却処理等円滑化事業補助金交付要綱・要領」を作成し、処理の支援を行っています。	環境生活部
13	○ 放射性物質汚染対処特措法において、汚染廃棄物のうち8,000Bq/kg超は国の責任で処理することとされているが、8,000Bq/kg以下を自治体の責任とすることなく、8,000Bq/kgを超過するものが含まれる場合はその全体を国の責任で処理すべきである。【放射性物質対策(農林水産物等)】	一関市	事故由来の汚染廃棄物については、本来国の責任において処理を実施すべきものと認識しており、県としても国に対し市町村の負担にならないよう全面的な対策を講じるよう要望しています。	環境生活部
14	○ 収穫から1年以上経過した草地にある牧草(ラップサイレージ)は、ラップフィルムが劣化し飛散や腐敗のおそれがあり、草地の除染作業などの支障となっている。一方、屋内に保管されている牧草(主に乾牧草)は全体に占める割合は低いものの平成24年産の稲わらや草地除染後の牧草の保管の障害となっている。このような状況から早急に集約保管する必要があるが、住民合意を含め保管場所候補地の選定が難しいため、分散型保管や一時保管前の減容化を検討する必要がある。【放射性物質対策(農林水産物等)】	一関市	利用自粛の要請により利用できない牧草について、保有農家の保管の負担軽減並びに効率的な焼却処理体制の構築に向け、汚染牧草等を集中保管する施設の設置が必要であることから、その設置に係る経費を助成するための予算(9月補正)を措置したところです。 また、保管期間の長期化に伴い発生している悪臭問題に対応するため、現在汚染牧草のペレット化の実証を実施しています。	農林水産部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査(H24.11)における要望等への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
15	○ 汚染牧草の平成25年度の焼却処理は県の事業である「農林業系副産物焼却処理等円滑化事業」によって実施する予定であるが、この事業は焼却経費のうちランニングコストの補助率を50%と定めていることから、市にとって大きな財政負担となる。【放射性物質対策(農林水産物等)】	一関市	放射性物質に汚染された牧草や稲わらなどの農林業系副産物の焼却処理について、当該廃棄物は一般廃棄物として市町村が処理するものの、前処理や放射性物質調査等の追加処理が必要なことから、財政負担を軽減するため50%の支援を行うこととしています。 (前処理施設の設置等のハード整備は全額補助)	環境生活部
16	○ 堆肥は今後の中間処理や最終処分の見通しが立っていないが、当面、切り返しや水分調整を行って堆肥化を進めていく必要がある。【放射性物質対策(農林水産物等)】	一関市	暫定許容値(400Bq/kg)を超過した堆肥は、廃棄物としての取扱いとなり、焼却処分の方針を決めています。 また、県としては、平成23年9月26日付けの通知により、暫定許容値を超過した堆肥について、区分管理を実施するとともに、管理方法は、「家畜排泄物法」に基づき、遮水シートの利用による排汁の流出防止、雨水の流入を防ぐため上部もシートで被覆し、保管するよう要請しているところです。	農林水産部
17	○ 原木しいたけ生産者は林内のほだ場での再開に不安を持っていることから、人工ほだ場等を整備する事業を「岩手県特用林産施設等体制整備事業」のメニューに追加し、補助率を上げるとともに、自己負担額には有利な融資制度(償還金利子の軽減、生産が軌道に乗るまでの償還猶予)を創設すること。【放射性物質対策(農林水産物等)】	一関市	原木しいたけ生産者が、生産を早期に再開するため、人工ほだ場及び簡易ハウスの整備について検討中です。 人工ほだ場等の整備の検討に際しては、生産者にとっては新たな栽培技術が求められるなどの課題もあることから、生産者や集出荷団体等の関係者と十分に意見交換をしながら進めていく考えです。	農林水産部
18	○ 草地除染において、プラウ耕やロータリー耕が難しい「傾斜地」、「石礫が多い場所」、「耕作土が浅い場所」の除染手法が示されていない。【放射性物質対策(農林水産物等)】	一関市	機械の入らない耕起不能箇所の除染については、県の除染プロジェクトチームにおける土壌改良資材や土壌へのカリウム、ゼオライト投入による牧草の放射性セシウム吸収抑制の実証試験、国や他県の試験結果等も参考にしながら、除染対策を進めていく考えです。	農林水産部
19	○ 畜産農家は除染作業後に収穫された牧草が、飼料の許容値を超過する事例が発生し、不安を感じている。除染のやり直しが発生しないように早期にその原因を究明し、対策を講ずる必要がある。【放射性物質対策(農林水産物等)】	一関市	除染後も暫定許容値が下回らない事例の原因については、これまでの知見から、耕起深の確保や土壌攪拌が不十分であったことに加え、国からは、十分な除染効果を得るためには、前植生の枯死化が必要との通知があったことから、これらの内容について、周知徹底を図っているところです。 現在、さらなる要因解析や、除染作業手法の実証試験を進めており、年内に除染マニュアルを策定し、効果的な除染ができるよう取り組むこととしています。	農林水産部
20	○ 畦畔草の取扱いについて、今後の見通しや具体策を早急に示してほしい。【放射性物質対策(農林水産物等)】	一関市	畦畔草の管理については、刈り払った草を「その場に残置」することを基本とし、「集積してほ場外で管理」する場合は、 ① 刈り払った草が飛散しないよう、シートで覆うなど適切に保管する ② 堆肥として施用する場合は、許容値(400Bq/kg)以下であることを確認する ③ 集積した畦畔草の野焼きは自粛し、やむを得ず焼却する場合は、灰が飛散したり、ほ場に流入しないよう適切に処分する など、放射性物質を拡散させないための留意事項を「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」(平成24年2月策定)にとりまとめ、生産者等へ周知を図っているところです。	農林水産部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査(H24.11)における要望等への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
21	○ 県は廃用牛を出荷する際に100Bq/kg以下の汚染後の牧草を与えていた場合であっても、一定期間の飼い直しを求めているが、飼料の暫定許容値と整合しないのではないか。【放射性物質対策(農林水産物等)】	一関市	国の通知において、地域の粗飼料において検出された放射性セシウム濃度や粗飼料の給与量から当該牛の牛肉中の放射性セシウム濃度を推定し、その結果、食品の基準値を上回ると見込まれる場合は、計画的な飼養管理を行い、食品の基準値以下になると考えられるようになるまで、出荷等しないこととされています。	農林水産部
22	○ 損害賠償に関し、東京電力に対して、特に次の事項を要請する必要がある。 ・未精算分の確定を急ぎ、早期に支払うこと。 ・しいたけ生産者に対する賠償を急ぐこと。【放射性物質対策(農林水産物等)】	一関市	県は、東京電力及び国に対して、賠償が早期かつ確実に実行されるよう、これまで度々要請してきており、JAの賠償対策協議会が9月までに請求した肉牛、しいたけの損害は、12月に本賠償されたところ。 今後も、ホダ木が使用できなくなったことによる損害など、十分で確実な賠償を迅速に行うよう、東京電力や国に対して機会を捉えて要請していきます。	農林水産部
23	○ 公共牧場の損害賠償請求に関して、県が統一した基準づくりを進めるべきである。【放射性物質対策(農林水産物等)】	一関市	公共牧場の損害については、県、牧場関係者及び東京電力が賠償手続きに向けた情報交換等を行ってきましたが、県内の公共牧場は、事業内容、市町村と運営管理主体の契約内容及び経営状況が様々であることから、統一した基準で賠償請求することは難しいと考えています。 なお、公共牧場の利用自粛に伴い、広域利用調整により生じる牛の運搬費や自家施設飼養等の掛かり増し経費について、市町村が独自に対策を行う場合に、県は1/2補助を行っており、要した経費は、県、市町村で東京電力に損害賠償請求していく考えです。	農林水産部
24	○ 当初、市の単費で被災宅地や被災住宅の支援制度を立ち上げたが、お陰様で今は県の制度で支援をいただいている。しかし、県の配分が少なかつたため、6月時点で使い果たした。来年度については、予算を十分確保してほしい。【その他】	一関市	生活再建住宅支援事業に係る来年度の予算については、市町村の要望を踏まえ、住宅再建等に支障が出ないよう所要額を確保することとしています。	県土整備部
25	○ 尿検査において、市が健康調査をした後の検査結果について、市のレベルで専門的な知見を持っておらず、専門的な説明ができるかどうか懸念しており、県に専門的な技術支援をお願いしたい。【放射性物質対策(住環境等)】	一関市	昨年度実施した尿中放射性物質の検査により、県では、検査結果の評価方法等のノウハウ等がまとまっているところであり、実施する市町村からの要望に対応し、必要な助言や研修等の支援に努めていきます。	保健福祉部
26	○ 観光業の風評被害について、東京電力の賠償金請求説明会が行われたが、観光業といっても多岐にわたるものであるため、県が仲立ちをして地元での賠償請求説明会を開催していただけないようお願いしたい。【放射性物質対策(観光・産業活動等)】	一関市	希望地での説明会の開催も検討しますので、ご要望をお知らせ願います。	商工労働観光部
27	○ 金ケ崎町は岩手県産業再生復興推進計画において、復興産業集積区域に指定を受け、「日常的取引のある市町村」と位置付けされている。しかし、日常的取引となる業種の定めが厳しいため、取引があるにも関わらず優遇措置が受けられない業種がある。日常的取引の業種拡大をお願いしたい。【商工業】	金ケ崎町	岩手県産業再生復興推進計画においては、沿岸地域の産業と内陸地域の産業との取引関係の更なる拡大により、沿岸地域の産業が再生・発展することを目指し、内陸地域にも復興産業集積区域を設定しているところ。 内陸地域の業種追加等の計画変更について国の認定を受けるためには、上記主旨を踏まえた十分な根拠を示す必要があることから、具体的な業種ごとに計画変更について検討することとしており、御要望の業種についても具体的に検討していきます。	復興局

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査(H24.11)における要望等への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部署
28	○ 沿岸被災地と内陸部を結ぶ高規格道路を整備し通勤圏とすることで、被災者の雇用が確保されると考えられることから、金ヶ崎町から(仮称)江刺田瀬インターチェンジを利用して釜石港を結ぶ産業・物流支援道路の整備をお願いしたい。【交通ネットワーク】	金ヶ崎町	<p>県では、震災後の早い時期から東北横断自動車道釜石秋田線等の横断軸の高規格幹線道路等を「復興道路」と位置付け、早期整備の必要性を、国に強く訴え続けてきました。</p> <p>国では、平成23年度第3次補正予算において、「復興道路」の未着手区間の事業化を決定し、三陸沿岸地域の一日も早い復興を図るためのリーディングプロジェクトとして、かつてないスピードで整備を進めているところです。</p> <p>「復興道路」の整備により、本県の高規格道路ネットワークが構築され、災害に強い道路が確保されるほか、物流の効率化による産業の振興等、本県の復興、さらには東北全体の復興が力強く進むものと考えており、国や関係機関と一体となって早期の全線開通に向けて全力で取り組んでいきます。</p> <p>また、県では、三陸沿岸地域の早期復興のため「復興道路」を補完し、内陸部から沿岸各都市へアクセスする道路等を「復興支援道路」として位置づけ、交通隘路の解消や防災対策、橋梁耐震化等を推進していくこととしています。</p> <p>なお、金ヶ崎町から江刺田瀬インターチェンジ間については、江刺田瀬インターチェンジのアクセス道路として、国道107号札押地区の整備を行ったほか、東北横断自動車道の開通に伴い、江刺田瀬ICから北上方面への交通量が増大することが予想されることから、国道107号の口内町綾内地内から奥州市江刺区梁川地内の隘路区間の解消を検討していきます。</p>	県土整備部
29	○ 金ヶ崎町では上下水道施設の被害額が大きいですが、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の特定被災地方公共団体に指定されていないため、上下水道施設等への災害復旧補助が受けられない。また、厚生労働省の上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱においても補助金の交付対象になっていない。明らかに東日本大震災による被害であるので、災害復旧に要する費用への財政支援をお願いしたい。【その他】	金ヶ崎町	<p>水道施設の災害復旧事業については、「特定被災地方公共団体」に指定されない場合においても、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱」に基づき採択を受けることができます。</p> <p>県では震災直後から、各市町村の水道施設の被害状況を数次にわたって調査してきており、金ヶ崎町上水道事業においても、森山第3配水池で施設運転には支障はないが舗装部分が陥没する被害があったため、災害復旧費補助への申請についてご検討いただいた経過があります。</p> <p>復旧費は、概算で限度額(1,000千円/事業)を超えるものと判断されたものの、採択の範囲は災害査定により決定することから、貴町からは総合的に判断して補助申請を見送るとの意向を伺っていたところです。</p> <p>なお、水道施設の災害復旧事業への申請につきましては、現時点でも可能と考えており、申請をご検討する際には、国へ要望して参りたいと考えています。</p>	環境生活部
30	○ 岩手県牧草地再生対策事業による牧草再生対策及び処分対策について ・現場の農家の声を反映し、早急な再生作業の実施を図ること。【放射性物質対策(農林水産物等)】	金ヶ崎町	<p>牧草地の除染作業を進めるに当たっては、広域振興局及び農林振興センターごとに、関係機関・団体が構成する現地工程会議を定期的開催し、地域の要望や意見を確認しながら、詳細な除染工程表を策定するとともに、生産者と綿密な連絡調整をしながら、計画的に作業を進めています。</p>	農林水産部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査(H24.11)における要望等への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
31	○ 岩手県牧草地再生対策事業による牧草再生対策及び処分対策について ・牧草地の再生が行われた圃場で生産された「再生牧草」が利用不可となった場合の対応策等、実施スキーム上で公表すること。【放射性物質対策(農林水産物等)】	金ケ崎町	除染後も暫定許容値が下回らない事例の原因については、これまでの知見から、耕起深の確保や土壌攪拌が不十分であったことに加え、国からは、十分な除染効果を得るためには、前植生の枯死化が必要との通知があったことから、これらの内容について、周知徹底を図っているところです。 現在、さらなる要因解析や、除染作業手法の実証試験を進めており、年内に除染マニュアルを策定し、効果的な除染ができるよう取り組むこととしています。	農林水産部
32	○ 岩手県牧草地再生対策事業による牧草再生対策及び処分対策について ・一時保管牧草の処理については、岩手県の主導による集中保管施設の設置手法や焼却処分の早期課題解決により、速やかに事業を実施、展開すること。【放射性物質対策(農林水産物等)】	金ケ崎町	県では、「放射性物質に汚染された廃棄物等の焼却、処分等に係る対応ガイドライン」を定め、農林業系副産物を含む汚染された廃棄物等について、「焼却」を基本として処理を進めることとしています。 保有農家の保管の負担軽減並びに効率的な焼却処理体制の構築に向け、汚染牧草等を集中保管する施設の設置が必要であることから、その設置に係る経費を助成するための予算(9月補正)を措置したところです。	農林水産部
33	○ 原木露地生しいたけ等について ・原木露地生しいたけの生産活動が滞っていることから、国に対して早急な出荷制限指示解除要件、プログラムの提示を行うよう要請すること。【放射性物質対策(農林水産物等)】	金ケ崎町	しいたけの出荷制限の解除については、林野庁からの助言を受けながら、まずは、基準値超過の生産者が少ない盛岡市を対象に、必要な調査を進めています。 早期に出荷制限が解除されるよう、林野庁と協議を重ねていきます。	農林水産部
34	○ 原木露地生しいたけ等について ・放射性物質に汚染されたしいたけ、ほだ木等の管理方法や処理方法のスキームを速やかに提示すること。【放射性物質対策(農林水産物等)】	金ケ崎町	出荷・販売できない乾しいたけを処理するまでの間の一時保管場所の確保については、集出荷団体や市町村と連携し実態の把握に努めるとともに、対応を検討していきます。 汚染ホダ木の処分やホダ場内の落葉層の除去の方策については、国が定めている「指定廃棄物関係ガイドライン」に従って処理を進めるよう周知を図っているところです。 なお、「岩手県きのこ原木等処理事業」によりホダ木の処分及びホダ場内の落葉層除去等が早急に事業実施できるよう市町村と調整を図っていきます。	農林水産部
35	○ 米・野菜等の農産物の放射性物質検査体制について ・安心安全な農畜産物の生産、出荷、流通を保障するため、岩手県における放射性物質の精密検査が実施されているところであるが、各市町村における検査点数等が不十分であることから、人的及び運用面の充実を図り検査体制の拡充を行うこと。【放射性物質対策(農林水産物等)】	金ケ崎町	県における放射性物質検査を適切に実施するため、検査の外部委託の拡大も含め、今後とも必要な体制の整備に努めていきます。	農林水産部
36	○ 東京電力の損害賠償問題について ・放射能問題に伴い、農業者の経営が危機的状況にあることから、請求している賠償金の全額早期支払いが行われるよう交渉を行うこと。【放射性物質対策(農林水産物等)】	金ケ崎町	県は、東京電力及び国に対して、賠償が早期かつ確実に行われるよう、これまで度々要請してきており、JAの賠償対策協議会が9月までに請求した肉牛、しいたけの損害は、12月に本賠償されたところです。 今後も、十分に確実な賠償を迅速に行うよう、東京電力や国に対して機会を捉えて要請していきます。	農林水産部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査(H24.11)における要望等への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
37	○ 県南広域振興局内に「原発放射線影響対策本部現地対応チーム」が設置されたところであるが、現地対応チームが放射能汚染対策により一層インシアティブを発揮し、農政サイド、環境サイドの調整を行いながら現地を取りまとめ、強力に事業展開を実施するよう要請する。【放射性物質対策(その他)】	金ヶ崎町	県では、県南広域振興局に原発放射線影響対策本部現地対応チームを設置し、現地課題に迅速に対応できるよう努めてきました。 また、原発放射線影響対策の進捗に伴い、課題がより具体化、専門化してきていることから、牧草地の除染や汚染廃棄物の処理など個別課題毎に全庁的なプロジェクトチームを設置し、事業推進体制の強化を図っているところです。 汚染状況重点調査地域を抱える県南広域振興局管内においては、現地対応チームを中心にして、これらプロジェクトチームが連携し、課題の解決と市町村への支援の強化に努めていきます。	総務部
38	○ 国では放射性物質汚染対処特措法に基づく補助は汚染状況重点調査地域の除染実施区域内の除染に限るとしている。しかし、除染実施区域内外の線引きによる除染の可否は住民理解を得ることが困難である。除染実施区域内外を問わず、除染に要した経費は全て国が負担すべきである。【放射性物質対策(住環境等)】	奥州市	環境省に対し、奥州市とともに、除染実施区域の内外を問わず除染に要した経費は全て国が負担するよう要望しています。	環境生活部
39	○ 国は公共施設のうち子どもが長時間生活する校庭等の除染については、表土除去後の客土による原状回復を認めているが、実際は環境省が例示している基準額を限度額としてその額を超える場合は自治体等の負担になる旨、示唆されている。基準額を超えても除染前の機能に回復する費用については、全て国が財政支援の対象とすべきである。【放射性物質対策(教育・公共施設等)】	奥州市	環境省に対し、原状回復に要する費用について財政支援を行うよう要望し、今般、「除染に伴う子供の生活環境再生事業」が創設され財政措置の対象となる予定です。	環境生活部
40	○ 国は補助対象となる仮置場で一時保管する除染土等については、除染実施区域内で基準値以上の土壌のみを想定しているが、奥州市では区域内外を問わず全ての除染に伴う土壌等を一旦共同仮置場に搬入し、分別仮保管する施設の設置を計画している。この施設についても財政支援の対象にしていただきたい。【放射性物質対策(住環境等)】	奥州市	除染廃棄物の仮置き場については、国に対しコンクリート構造等での保管設備・施設の整備に要する費用について財政的支援の対象とすること、処理にあたり市町村の負担とならないように全面的な対応を講ずるよう要望しています。	環境生活部
41	○ 国は除染に伴う土壌等については、市町村が確保する仮置場に3年程度保管し、その後は既存の管理型処分場等に処分することを想定している。しかし、最終処分までのロードマップが住民に十分理解されておらず、現場保管や仮置場の設置に苦慮していることから、除去土壌の具体的な処分基準を明確に示していただきたい。【放射性物質対策(住環境等)】	奥州市	環境省に対し、除染実施計画に基づく除染を進めるため、早急に除去土壌等の処分基準を示すよう要望しています。	環境生活部
42	○ 県において野菜、果実等の放射性物質濃度検査が実施されているが、主要産地のみ限定されている品目もある。県独自の取組みとしてこれらの品目について、空間放射線量率の高い地域を対象とした定期的なモニタリング検査を実施していただきたい。【放射性物質対策(農林水産物等)】	奥州市	県では、国の原子力災害対策本部が定めた方法により、過去の放射性物質の検出値等に基づき、県産農林水産物の検査を実施しているほか、県独自に、空間放射線量率が比較的高い県南地域では、生産量が多い品目である、はくさいやアスパラガス、いちごなど7品目の検査を実施しています。	農林水産部
43	○ 市町村が行う販売目的の農産物等の放射性物質測定に対しては、測定結果が基準値の1/2以上であった場合、県のフォローアップによるゲルマニウム半導体検出器を用いた精密検査が可能であるが、市町村が独自に行っているサンプリング測定(自家消費分)のものについても県のフォローアップが受けられるようにしていただきたい。【放射性物質対策(農林水産物等)】	奥州市	県では、消費者に安全な農林水産物を提供していくという観点から、販売目的のものを対象として、産地の安全性を確認するために検査を実施しているところであり、このような考えから、自家消費のものは検査の対象としていないところですので、御理解願います。	農林水産部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査(H24.11)における要望等への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
44	○ 系統出荷以外の産直施設や個人出荷者が東京電力へ損害賠償請求する際に、きめ細やかな説明とスムーズな手続きを可能とするため、国の出先機関等に専用の相談窓口を設置するよう、国、東京電力へ要請していただきたい。【放射性物質対策(農林水産物等)】	奥州市	県では、JA協議会等へ賠償請求を委任していない被害者について、東京電力に出席を求めての説明会や、個別の相談会の開催を支援してきたところであり、今後もこうした支援を継続していきます。 なお、東電では、仙台市に福島原子力被災者支援対策本部東北補償相談センターを置き、東北地方各県における補償業務に的確に対応するとしていますので、御活用願います。 県としても、産直や個人出荷者からの損害賠償の相談を東電の相談センターにつなぐなど、支援をしていきます。	農林水産部
45	○ 県から使用の自肅要請を受けたきの原木、ほだ木の焼却処分については、国、県の指導を得ながら、地域の実状に合わせた対応を慎重に検討しているが、実施にはまだ課題がある。処分に要する期間も長期に亘ることが予想されるため、処分が完了するまで引き続き県の指導、支援が必要である。【放射性物質対策(農林水産物等)】	奥州市	「原木しいたけ経営緊急支援事業」を創設し、焼却処分までの一時保管に要する経費を支援しているところ。 今後も、市町村とともに地域の実情に応じた処分の推進に努め、原木しいたけの生産者が早期に生産を再開できるよう継続して支援していきます。	農林水産部
46	○ 牧草、稲わらの処分について、県から既存の焼却施設を活用した焼却処分の方向について提案があり、国、県の指導を得ながら、金ケ崎町と連携を図り、地域の実状に合わせた対応を慎重に検討しているが、実施にはまだ課題がある。処理に要する期間も長期に亘ることが予想されるため、処理が完了するまで県の指導、支援が必要である。【放射性物質対策(農林水産物等)】	奥州市	利用自肅の要請により利用できない牧草等について、保有農家の保管の負担軽減並びに効率的な焼却処理体制の構築に向け、汚染牧草等を集中保管する施設の設置が必要であることから、その設置に係る経費を助成するための予算(9月補正)を措置したところ。 また、保管期間の長期化に伴い発生している悪臭問題に対応するため、現在汚染牧草のペレット化の実証を実施しています。	農林水産部
47	○ 牧草地の除染事業について、今年度、農家への資材の供給が間に合わず、秋播き等に影響があった。また、岩手県農業公社へ施工を委託した農家は、平成25年度施工となっているが、公社の実績から平成25年度に終わるのか不安を持つ農家が多い。農家に対して丁寧な説明を行うとともに、牧草地の除染については、受託集団等を増やすなどの対応により早期に除染が完了するようお願いしたい。【放射性物質対策(農林水産物等)】	奥州市	生産者と綿密な連絡調整をしながら、県農業公社の施工のほか、県内外の飼料生産コントラクター組織や、建設業者への委託施工により体制を強化しながら、全力で作業を進めているところ。	農林水産部
48	○ 春播き牧草の一部が雑草に負けたりしているケースが見受けられ、農家から相談等があるが、これはほ場管理、天候等が原因と考えられている。再播種等の対策については、牧草地再生対策事業では対象となっていないことから再播種に係る費用等について支援の対象としていただきたい。【放射性物質対策(農林水産物等)】	奥州市	県では、牧草の秋播種を推奨しており、作業の都合などにより播種できない場合に春播種するよう指導していましたが、今年の夏は、連日の猛暑が続く、耕起した圃場が干ばつ気味となり、牧草播種後に発芽しない事例が一部地域であると聞いています。 この状況から、発芽しない場合は牧草を追播する必要がありますが、追播する時期、手法及び追播に要する経費について検討しているところ。	農林水産部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査(H24.11)における要望等への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
49	○ 耕起等の除染ができない畦畔、のり面等の草も利用自粛となったことから、利用していた農家にとって大きな問題となっている。畦畔、のり面等の除染方法について早急に対策を示してほしい。また、検査等を行うなどの利用自粛解除についても検討をお願いしたい。【放射性物質対策(農林水産物等)】	奥州市	畦畔草の管理については、刈り払った草を「その場に残置」することを基本とし、「集積してほ場外で管理」する場合は、 ① 刈り払った草が飛散しないよう、シートで覆うなど適切に保管する ② 堆肥として施用する場合は、許容値(400Bq/kg)以下であることを確認する ③ 集積した畦畔草の野焼きは自粛し、やむを得ず焼却する場合は、灰が飛散したり、ほ場に流入しないよう適切に処分する など、放射性物質を拡散させないための留意事項を「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」(平成24年2月策定)にとりまとめ、生産者等へ周知を図っているところです。	農林水産部
50	○ 廃用牛については、集中管理施設等で飼育直しが行われているが、牛の導入、更新が進まず、経営等の支障をきたしている。早期の県南成牛市場の再開をお願いしたい。【放射性物質対策(農林水産物等)】	奥州市	全農岩手県本部では、6月から成牛市場を再開し、9月は80頭が売買されており、11月からは月2回開催されています。 今後、岩畜における畜出荷、成牛市場への出荷が行えない場合は、集中管理施設の活用を誘導しながら、廃用牛の滞留解消に努めていきます。	農林水産部
51	○ JAグループ東京電力事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会が賠償請求していたものについて、国へも働きかけ、早期の賠償の実現をお願いしたい。【放射性物質対策(農林水産物等)】	奥州市	県は、東京電力及び国に対して、賠償が早期かつ確実に行われるよう、これまで度々要請してきており、JAの賠償対策協議会が9月までに請求した肉牛、しいたけの損害は、12月に本賠償されたところです。 今後も、十分に確実な賠償を迅速に行うよう、東京電力や国に対して要請していきます。	農林水産部
52	○ 牧草地の除染事業が完了していない状況にあることから、平成25年度以降も引き続き代替粗飼料供給事業が実施されるようお願いしたい。また、除染事業が完了した牧草地についても、収量が以前の状況に回復するまで供給を継続するようお願いしたい。【放射性物質対策(農林水産物等)】	奥州市	牧草地の除染に伴い、必要となる代替飼料が確保されるよう国に要請するとともに、代替飼料の供給について、農業団体では、牧草地面積、基準収量をもとに供給可能数量を算出し、供給することとなっています。	農林水産部
53	○ 牧草地の除染事業が完了した牧草のサンプル調査の結果、100Bq/kg以上となったところについては来年度2回目除染の対象になるが、その実施にあたっては、県の検証を踏まえ確実に暫定許容値以下となるよう岩手県農業公社等が実施するようお願いしたい。【放射性物質対策(農林水産物等)】	奥州市	現在、除染プロジェクトチームにおいて、暫定許容値を超過した牧草地の要因解析と、2回目除染作業の手法について実証試験を実施しており、その結果を踏まえて年内に除染マニュアルを策定し、対応していきます。	農林水産部
54	○ 牧草地の除染事業の実施及び公共牧場の放牧自粛が継続となった場合など、来年度はもとより事態が収束するまで、県事業である利用自粛牧草等処理円滑化事業等を継続していただきたい。【放射性物質対策(農林水産物等)】	奥州市	除染前の前植生の除草については、県単事業の利用自粛牧草等処理円滑化事業で市町村等が事業主体で実施しているところです。 牧草地の除染工程表では、3力年で除染を終了することとしており、今後、除染する牧草地の前植生の除草に要する経費については、引き続き、必要な予算を確保して取り組んでいく考えです。	農林水産部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査(H24.11)における要望等への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
55	○ 故郷の現状はどうなっているのか、いつ故郷へ戻れるのが避難者の方々にとっての一番の関心事である。9月に行った住宅再建説明会等をこまめに内陸市で開催できるように沿岸自治体への支援や配慮が必要ではないか。【生活・雇用】	奥州市	県では、内陸や県外に避難している被災者に対し、1～2ヶ月に一度、郵送により直接情報提供を行っているところですが、これらの方々を対象に、県が10月に実施したアンケートにおいても、現在必要とする情報として、「まちづくり・復興の進捗状況や説明会の情報」や「沿岸市町村職員等が参加するまちづくり説明会」のニーズが高くなっております。 県といたしましては、今後とも被災者が必要とする情報の提供に努めるとともに、内陸市町村と沿岸市町村等が連携した説明会の開催等についても、様々な機会を捉え、関係機関に働きかけていきます。	復興局
56	○ 内陸へ避難されている状態は当分続くと思われるので、避難者支援拠点施設の運営経費を補助する被災者生活支援事業費補助金(県事業)の継続実施により、ホープラザ・奥州の継続開設を希望する。【生活・雇用】	奥州市	県としても、被災された要援護高齢者への支援は、仮設住宅期間のみならず、復興住宅等新たな住まいに住み始めた後も、当面の間は必要なものと考えていることから、これらの取組を継続して実施することができるよう、安定した財源の確保を、国へ要望しているところです。	保健福祉部
57	○ 牧草地除染については平成25年度までに完了するよう要望する。【放射性物質対策(農林水産物等)】	奥州市	作業の進捗管理や資材調達に万全を期し、農家等への委託施工は2か年で完了するよう努めています。	農林水産部
58	○ 牧草地除染後の検査体制を確立し、牧草の流通、利用の自粛の解除に努めるよう要望する。【放射性物質対策(農林水産物等)】	奥州市	除染後の牧草の検査体制については、農協等の協力を得たサンプル採取や、民間検査機関の活用も図りながら、検査を進めてきましたが、今後とも、検査体制には万全の配慮をしていく考えです。	農林水産部
59	○ 汚染牧草、稲わらの焼却処分について、岩手県放射性物質汚染農林業系副産物焼却処理等円滑化事業の全額県補助及び事業完了までの指導、支援を要望する。【放射性物質対策(農林水産物等)】	奥州市	放射性物質に汚染された牧草や稲わらなどの農林業系副産物の焼却処理について、当該廃棄物は一般廃棄物として市町村が処理するものの、早急に処理を進展していくために前処理施設の設置等のハード整備に要する経費は県が全額支援を行うとともに、前処理や放射性物質調査等追加処理に要する経費には50%の支援を行うこととしています。 また、農林業系副産物の焼却処理の進捗を踏まえつつ、引き続き指導・支援を継続していくこととしています。	環境生活部
60	○ 放射性物質汚染による農産物等被害への対応について、国の出荷制限指示、県の出荷自粛要請の解除への取組みを速やかに進めるよう要望する。【放射性物質対策(農林水産物等)】	奥州市	国による出荷制限の解除に当たっては、原則として1市町村当たり3か所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下であることとされていますが、さらに、解除に向けた検査に当たっては、解除申請に係る区域内において、高い空中放射線量が観測されるなど、より高い放射性セシウム濃度の検出が見込まれる地点から採取された検体を含めること、当該区域内から採取されたものが基準値を超えることのないことを統計的に説明できることなどが求められており、出来るだけ早く解除ができるよう、関係省庁と協議しながら、必要な取組を進めています。	農林水産部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査(H24.11)における要望等への対応状況

【市町村要望分】

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
61	○ 後方支援活動における基礎自治体同士のヨコの連携を支える責任、権限、財源を踏まえた新しい仕組みづくりが必要である。【市町村行政機能】	遠野市	<p>県では、現在、「広域防災拠点整備構想」の年度内策定を目指し、有識者による委員会での議論やパブリック・コメントを実施しているところですが、広域防災拠点の具体化に向けては、市町村有施設の活用も視野に、広域防災拠点整備における県と市町村との連携体制の構築とともに、大規模災害発生時における県と市町村、あるいは、市町村間の広域的な連携体制の構築が必要と考え、策定中の構想において、検討すべき課題に位置付けているところですが、</p> <p>平成25年度の取組内容については、現在、調整を進めているところですが、御意見の趣旨も踏まえながら、こうした広域的な連携体制の構築に向けた検討に取り組み、必要に応じ、国に対して要望を実施していきたいと考えています。</p> <p>なお、御意見にありました基礎自治体同士の連携のあり方については、市町村間の連携体制をどう構築していくかも重要なポイントの一つと考えていますので、市町村においても、市町村相互の役割分担など、災害時応援協定のあり方も含めた検討を進めていく必要があると認識しています。</p>	総務部
62	○ 国では社会資本整備総合交付金について、地域における総合的な防災、減災対策、広域的な地域間共助の推進という形で平成25年度の予算に位置付けるという情報もある。是非、県においても国の動きに呼応して新しい仕組みづくりに対応していただきたい。【防災のまちづくり】	遠野市	<p>国の平成25年度概算要求において、防災・減災に資する社会資本の総合的整備として社会資本整備総合交付金が重点化されたところですが、これまで本県では、水害・土砂災害対策や堤防等の整備、下水道整備等に取り組んできたところですが、国の動きに合わせて、これらの取組をさらに推進していきます。</p> <p>また、県では、現在、「広域防災拠点整備構想」の年度内策定を目指し、有識者による委員会での議論やパブリック・コメントを実施しているところですが、</p> <p>御意見にありました国の動きに呼応した新たな仕組みづくりへの対応については、国の事業の内容を十分に精査しながら、広域防災拠点の具体化に向けた取組の一つとして位置付けが可能かどうかを検討しながら、対応していきたいと考えています。</p>	総務部・ 県土整備部
63	○ マンパワーの不足への対応が課題となっている。県が県全体を見て調整することが必要である。各被災市町村で必要な業種、工程等を整理し、内陸市町村でローテーションを組むなど一つのシステムとして作り上げることが必要である。【市町村行政機能】	遠野市	<p>被災市町村への職員派遣については、県において、県市長会・県町村会を通じて県内市町村に、総務省を通じて県外市区町村に要請を行い、派遣先市町村とのマッチングを行っています。現在、平成25年度の派遣に向けた調整を開始したところですが、市町村では行財政改革の推進等に伴い職員数は抑制傾向にあり、大幅な派遣職員数の増加は難しいと見込まれることから、今後、県内外市町村からの派遣申出状況を踏まえながら、複数市町村によるローテーションなど、派遣元市町村の負担を少なくするようなモデルを示しながら更なる派遣要請を行っていきます。</p>	政策地域部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査(H24.11)における要望等への対応状況

【応急仮設住宅要望分】

No.	内容	会場	県の対応状況	担当部署
1	○ 現地の復興の状況もままならず、今後の明確な生活設計が立てられない。被災地の代替地と自分の所有地の土地交換の際の費用工面の見込みも立たない。将来への希望が持てるようなものを示していただきたい。【今後の見通し等】	遠野市	市町村では、復興事業の進捗状況に合わせて被災者の方々にに対し県内内陸市町村での説明会の開催や、文書での意向確認等を行っていると考えています。被災者の方々の早期住宅再建のために、十分な情報提供を行っていただくよう、県としても市町村に対し、今後とも要請していきます。	復興局
2	○ 被災地では、流された所有地の価格に関する説明会が開かれるという情報が入ってきたが、今後、土地の取扱いがどうなっていくか不安である。【今後の見通し等】	遠野市	市町村では、復興事業の進捗状況に合わせて被災者の方々にに対し県内内陸市町村での説明会の開催や、文書での意向確認等を行っていると考えています。被災者の方々の早期住宅再建のために、十分な情報提供を行っていただくよう、県としても市町村に対し、今後とも要請していきます。	復興局
3	○ 入居当初は一人であったが、その後二人に増えたため、空室を貸してほしいと申し込んだが断られた。【仮設住宅全般】	遠野市	県としては、基本的に空き住戸については被災者の皆さんに有効に活用していただくことが必要と考えており、具体的な空き住戸の活用は市町村の判断に委ねています。 空き住戸が増えていく中で、多人数世帯への追加供与や、物置としての活用など、市の判断で対応して差し支えない旨、遠野市に伝えています。	復興局
4	○ みなし仮設住宅と応急仮設住宅を比較したときに応急仮設住宅は手厚いとみなし仮設住宅の方から言われている。支援物資やイベントにしても応急仮設住宅が中心になっている。【仮設住宅全般】	遠野市	県や内陸の市町村では、被災者支援情報や各種イベント情報等、被災者の皆様が必要とする様々な情報を、応急仮設住宅、みなし仮設住宅を問わず、内陸に移動している被災者に対し、直接郵送するなどの方法により、定期的に提供しています。 また、みなし仮設住宅や在宅の被災者も対象として、各市町村において保健師や栄養士による巡回訪問を実施するなど、居住環境に関わらず、被災者の方々の見守り支援を行っています。 なお、物資に関しては、遠野市役所に確認したところ、支援の申し入れがあった際は、遠野市内に移動している全ての世帯を配布対象とするよう、支援者に要請しているとのことでした。	復興局
5	○ 住所関係で、釜石市役所の情報は、1年半も経過しているのに未だに一次避難所の所在地で登録されている部署もある。個人情報保護法の関係で役所間での情報共有もできない。被災地の場合は特例で大いに情報交換、共有はやるべきであり、今後、情報の共有化のしくみについて再構築していくべきである。【その他】	遠野市	個人情報の役所間の共有については、県では、民間賃貸住宅入居者に係る情報を避難元の市町村にも提供し、被災者支援のために活用していただいております。 また、釜石市における個人情報の取扱いについて、釜石市から聴き取った結果は次のとおりです。 (釜石市からの回答) 釜石市役所関係部署間の情報連携が取れていなかったことから、関係部署の情報を住民基本情報を管理する市民課に集め、一括管理するよう改めております。 市外の被災者の住所については、今後も時間とともに変更が生じることから、県内の主な市町村の被災者支援窓口に対して、当市から避難している被災者の情報を提供していただくよう依頼するなど情報交換を進めていきたいと思っております。 情報の共有化のしくみについては、現在ある「全国避難者情報システム」を最大限に活用しながら、この制度への登録や更新を再度呼びかけるなど、積極的に周知活動を進めていきます。	復興局